

ID: 95

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市立やまとあけぼの学園条例 第7条第6項		
例規番号	平成3年条例第7号		
【基準】			
第7条の規定による。 (使用料等)			
第7条 通園事業を利用した児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。			
2 通園事業の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により月を単位として算定した額とする。ただし、法第21条の5の7第11項の規定により障害児通所給付費が当該事業を利用した児童の保護者に代わり市に支払われるときは、当該算定した額から当該障害児通所給付費の額を控除して得た額とする。			
3 障害児相談支援事業を利用した児童の保護者は、法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により月を単位として算定した額の使用料を納付しなければならない。ただし、同条第3項の規定により障害児相談支援給付費が障害児相談支援事業を利用した児童の保護者に代わり市に支払われるときは、この限りでない。			
4 特定相談支援事業(基本相談支援を除く。以下この項において同じ。)を利用した児童の保護者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により月を単位として算定した額の使用料を納付しなければならない。ただし、同条第3項の規定により計画相談支援給付費が特定相談支援事業を利用した児童の保護者に代わり市に支払われるときは、この限りでない。			
5 市長は、前各項の規定による使用料のほか、食事の提供に要する費用その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その事業を利用した児童の保護者に負担させることが適当と認められるものを徴収することができる。			
6 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料の減額又は免除をすることができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 96

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	利用の承認
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立やまとあけぼの学園条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成3年条例第7号
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第8条の規定による。</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 通園事業の利用対象者は、次に掲げる要件に該当する児童とする。</p> <p>(1) 東大和市(以下「市」という。)の区域内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者(これに準ずるものとして市長が認めた者を含む。以下「市民」という。)であること。</p> <p>(2) 法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児に該当する者であること。</p> <p>(3) 保護者が児童発達支援に係る法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けていること。</p> <p>(4) 通園事業の利用により療育効果が得られると認められること。</p> <p>2 障害児相談支援事業の利用対象者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 障害児支援利用援助 次に掲げる要件に該当している児童の保護者</p> <p>ア 市民であること。</p> <p>イ 法第21条の5の7第4項(法第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められていること。</p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助 次に掲げる要件に該当している児童の保護者</p> <p>ア 市民であること。</p> <p>イ 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定を受けていること。</p> <p>3 特定相談支援事業の利用対象者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 基本相談支援 市民である児童、当該児童の保護者及び当該児童を介護している者</p> <p>(2) サービス利用支援 次に掲げる要件に該当している児童の保護者</p> <p>ア 市民であること。</p> <p>イ 障害者総合支援法第22条第4項(障害者総合支援法第24条第3項において準用する場合を含む。)又は障害者総合支援法第51条の7第4項(障害者総合支援法第51条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められていること。</p> <p>(3) 継続サービス利用支援 次に掲げる要件に該当している児童の保護者</p> <p>ア 市民であること。</p> <p>イ 障害者総合支援法第19条第1項の規定による支給決定又は障害者総合支援法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けていること。</p> <p>4 第3条第4号に掲げる事業の利用対象者は、市長が別に定める。</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第8条 保護者は、児童に通園事業を利用させようとするとき、又は障害児相談支援事業若し</p>	

- くは特定相談支援事業(基本相談支援を除く。以下この条において同じ。)を利用しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないものとする。
 - (1) 第6条第1項から第3項までに規定する要件に該当しないとき。
 - (2) 定員の超過等管理上支障があるとき(通園事業に限る。)
 - 3 前2項に定めるもののほか通園事業、障害児相談支援事業及び特定相談支援事業(以下これらを「通園事業等」という。)の利用の手続は、規則で定める。
 - 4 第3条第4号に掲げる事業の利用の手続は、市長が別に定める。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	保育利用の承諾
例規名 根拠条項	東大和市保育の利用に関する規則 第6条第1項
例規番号	平成27年規則第23号
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第6条の規定による。</p> <p>(保育の対象児童)</p> <p>第3条 保育所等における保育の対象児童は、次に掲げる要件に該当する児童とする。</p> <p>(1) 東大和市(以下「市」という。)の区域内に居住していること。</p> <p>(2) 児童の保護者の状況が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第1条の5の規定に基づく別表の保育の利用基準表(以下「基準表」という。)のいずれかに該当していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、居宅訪問型保育事業者(東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号。以下「基準条例」という。)第8条第1項に規定する居宅訪問型保育事業者をいう。)が提供する保育(基準条例第39条第1号に掲げる保育に限る。)の対象児童の要件については、市長が別に定めるところによる。</p> <p>(保育の利用の承諾等)</p> <p>第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、基準表に照らしてその児童の保育を必要とする状況等を調査し、第3項及び第4項の規定により定めた保育の利用の承諾に係る順位(以下「承諾順位」という。)、保育の利用を希望する保育所等の欠員状況その他必要な事項を勘案して、保育の利用の承諾の可否を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により保育の利用の承諾の可否を決定しようとするときは、第15条に規定する利用調整会議(以下「利用調整会議」という。)に諮るものとする。</p> <p>3 市長は、基準表に定める世帯の基準指数の高い順に応じて承諾順位を定めるものとする。この場合において、世帯の基準指数が同位のときは、基準表に定める調整指数の高い順により定め、調整指数が同位のときは、基準表に定める同一指数時の優先順位により定めるものとする。</p> <p>4 市長は、承諾順位を定めるに当たっては、前条の規定による保育の利用の申請又は第11条第1項の規定による保育所等の変更の申請の区別をすることなく同等の取扱いをするものとする。ただし、年度の途中に当該各申請がある場合において、当該各申請に係る世帯の基準指数及び調整指数がいずれも同位のときは、前項に規定する基準表に定める同一指数時の優先順位によらずに、保育の利用の申請を優先して取り扱うものとする。</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、市長は、連携施設(基準条例第8条第1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)を確保している家庭的保育事業等における保育を利用していた児童の保護者が、当該家庭的保育事業等における保育の提供の終了に際して、連携施設における保育の利用を希望するときは、当該連携施設における保育の利用を優先するものとする。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	利用期間変更の承諾		
例規名 根拠条項	東大和市保育の利用に関する規則 第8条第2項		
例規番号	平成27年規則第23号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (変更の申出等)</p> <p>第8条 保育所等における保育を利用している児童の保護者(前条第3項後段の規定により保育利用申請書等が有効とされる保護者を含む。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更申出書にその理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保育所における保育の利用期間を変更しようとするとき。 (2) 保育を必要とする理由に変更があったとき。 (3) 児童、保護者又は同居の親族その他の者の状況に変更があったとき。</p> <p>2 市長は、前項第1号の規定による変更の申出があった場合において、保育所における保育の利用期間を変更することが適当であると認めたときは、保護者には利用期間変更承諾通知書により通知するとともに、当該保育所の所長には利用期間変更通知書により通知するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項第2号又は第3号の規定による変更の申出があったときは、軽微な事項に係る変更の申出を除き、当該児童が保育を利用している保育所の所長、認定こども園の園長又は家庭的保育事業等を行う者にその旨を通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	保育所等の変更の承諾
例規名 根拠条項	東大和市保育の利用に関する規則 第11条第1項
例規番号	平成27年規則第23号
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (保育所等の変更)</p> <p>第11条 市長は、保育所等における保育を利用している児童の保護者から、保育所等の変更を希望するため保育所等変更申請書が提出された場合は、承諾順位、変更を希望する保育所等の欠員状況その他必要な事項を勘案して、保育所等の変更の承諾の可否を決定するものとする。</p> <p>2 第6条第2項の規定は、前項の規定により保育所等の変更の承諾の可否を決定する場合について準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により保育所から別の保育所への変更を承諾したときは、保護者には保育所変更承諾通知書により通知するとともに、当該児童が利用を終了する保育所の所長には利用解除通知書により、利用を開始する保育所の所長には保育所利用通知書に保育所等変更申請書、保育利用申請書及び府令第2条第2項第2号に掲げる書類の写しを添えて、通知するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定により保育所から認定こども園又は家庭的保育事業等への変更を承諾したときは、保護者には利用調整結果通知書により通知するとともに、当該児童が利用を終了する保育所の所長には利用解除通知書により通知し、利用を開始する認定こども園の園長又は家庭的保育事業等を行う者に対して利用の要請を行うものとする。</p> <p>5 市長は、第1項の規定により認定こども園又は家庭的保育事業等から保育所への変更を承諾したときは、保護者には保育所変更承諾通知書により通知するとともに、当該児童が利用を終了する認定こども園の園長又は家庭的保育事業等を行う者に対して利用の解除の要請を行い、利用を開始する保育所の所長には保育所利用通知書に保育所等変更申請書、保育利用申請書及び府令第2条第2項第2号に掲げる書類の写しを添えて、通知するものとする。</p> <p>6 市長は、第1項の規定により認定こども園又は家庭的保育事業等から別の認定こども園又は家庭的保育事業等への変更を承諾したときは、保護者には利用調整結果通知書により通知するとともに、当該児童が利用を終了する認定こども園の園長又は家庭的保育事業等を行う者に対して利用の解除の要請を行い、利用を開始する認定こども園の園長又は家庭的保育事業等を行う者に対して利用の要請を行うものとする。</p> <p>7 市長は、第1項の規定により保育所等の変更を承諾しなかったときは、利用調整結果通知書により保護者に通知するものとする。この場合において、当該保護者の保育所等変更申請書は、児童が引き続き保育を必要とすると認められるときは、保育所等の変更後の保育の利用を希望する期間の初日の属する年度内において有効とする。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 128

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市立保育園設置条例 第3条第3項		
例規番号	昭和42年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 保育園で保育を利用する児童の保護者又は扶養義務者は、保育園の使用料として保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。ただし、同条第5項又は同法第28条第4項において準用する同法第27条第5項の規定による当該保護者に支給すべき施設型給付費又は特例施設型給付費の東大和市への支払が行われなときは、当該規則で定める額に、当該保護者に支給すべき施設型給付費又は特例施設型給付費に相当する額を加えた額とする。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めたときは、保育料の減額又は免除をすることができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか保育料に関し必要な事項は、規則で定める。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 子ども未来部 保育課

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市保育料徴収規則 第4条第1項		
例規番号	平成27年規則第25号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(保育料の減額又は免除)</p> <p>第4条 市長は、保護者等において、生計上著しい変化があり保育料の納入が困難であると認めるとき、その他の特別の事情があると認めるときは、保育料の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による減免を受けようとする者は、保育料減額・免除申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申請があったときは、市長は、別表第2に定める減免基準により、減免の適否を決定し、保育料減額・免除(適用・不適用)決定通知書により申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定により減免の決定を受けた者の保育料の減免期間は、当該減免申請のあった日の属する月が4月から8月までの間にあつては当該減免申請のあった日の属する月から当該年度の8月まで、当該減免申請のあった日の属する月が9月から翌年3月までの間にあつては当該減免申請のあった日の属する月から当該年度の3月までの範囲内で、減免の理由があると認められる期間とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日